

【別添 10】 汚染拡大防止対策の例

- 1 埋設地点周囲へのしゃ水工（矢板工等）の施工
埋設地点周囲に鉛直の壁を設けて、水平方向の地下水移動を制限することにより、汚染の拡大を防止することが可能である。古くから適用されている工法であり、一定の効果があることは確認されている。制御する地下水層の深さや対象地盤の地質等によって、鋼製矢板工や地中連続止水壁（セメント注入等によるしゃ水構造物の形成）等の多種の工法が考えられる。なお、工法によっては高価なものもあるので、適宜、判断されたい。
- 2 地下水流の制御
埋設物から農薬成分が溶出した地下水を汲み上げて周辺に拡大させないことによって、埋設地点から周囲への農薬成分の拡大を抑制することができる。ただし、季節的あるいは揚水状況の変化などによる地下水流への影響を監視するために、適切に井戸を配置して定期的な水質分析・観測を行う必要がある。また、汲み上げた地下水については、汚染の有無を調べるとともに、汚染状況に応じた適切な処理を施した後に放流先に排水する。
- 3 周辺地下水の取水・飲用・散布の制限
漏洩した農薬成分は急速には移動しないと考えられる。このため、汚染地下水を飲用していると長期間暴露を受ける可能性が生じるため、汚染が見つかった井戸や地下水の流れなどから今後汚染が拡大するおそれがあると考えられる井戸については、地下水の飲用・散布を止めることが望ましい。ただし、従来から相当量の取水が行われている場合には、その取水を停止することにより、地下水の流れが変わってしまう場合もあるので、留意する必要がある。
- 4 周辺土壌の掘削・移動の制限
漏洩した農薬成分により汚染された土壌は、掘削・処理までむやみに掘削・移動しないように、そのままの状態を保持しておく必要がある。